

所管事項調査に関する資料

1 指定管理者の更新の方針について

- (1) 指定管理者制度導入施設一覧・・・・・・・・・・ 1ページ
- (2) 非公募予定施設（長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎）・・ 1～5ページ

原爆被爆対策部

令和3年6月



1 指定管理者の更新の方針について

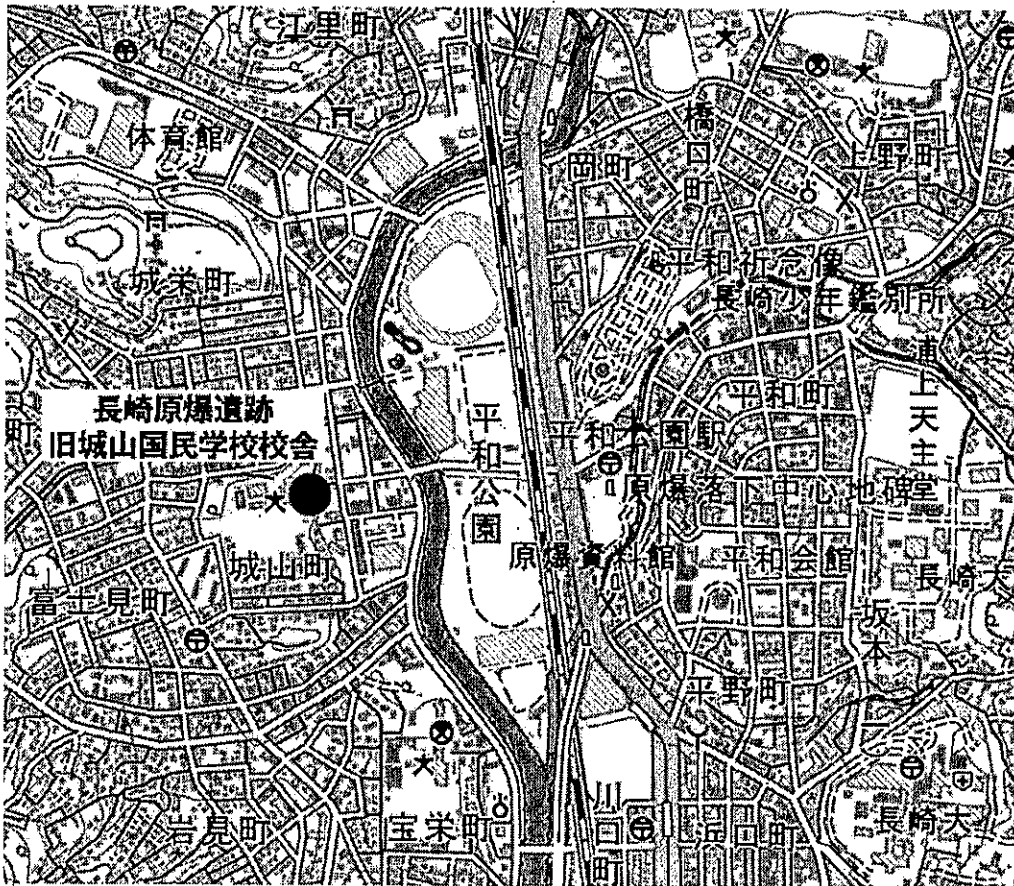
(1) 指定管理者制度導入施設一覧

選定方法	施設名	設置根拠(条例)	現在の指定管理者	指定期間	所管課
公募	長崎原爆資料館・長崎市平和会館	長崎原爆資料館条例・長崎市都市公園条例	長崎平和施設管理グループ	R1.9.1～ R6.8.31	平和推進課
非公募	長崎市永井隆記念館	長崎市永井隆記念館条例	特定非営利活動法人長崎如己の会	R3.4.1～ R8.3.31	平和推進課
	長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎	長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎条例	城山小学校被爆校舎平和発信協議会	H29.4.1～ R4.3.31	被爆継承課
	長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター	長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター条例	公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会	R2.4.1～ R7.3.31	調査課

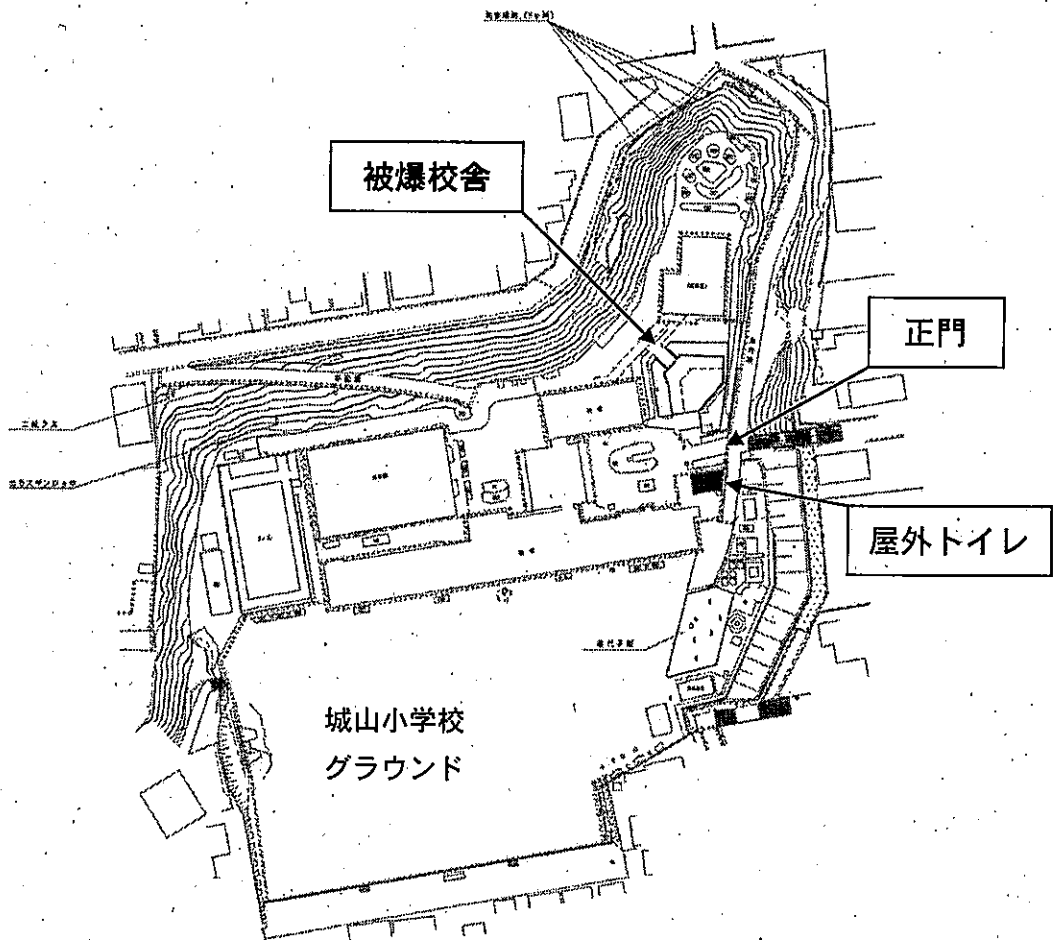
(2) 非公募予定施設（長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎）

ア 施設の概要

(ア) 位置図

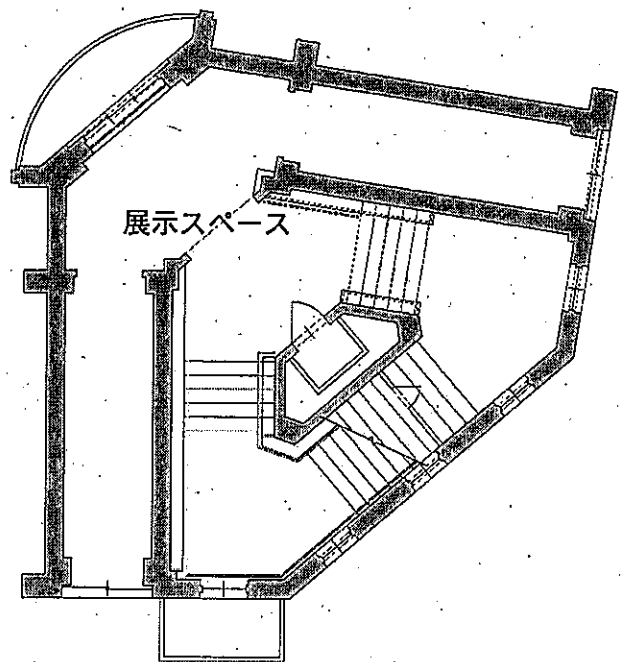
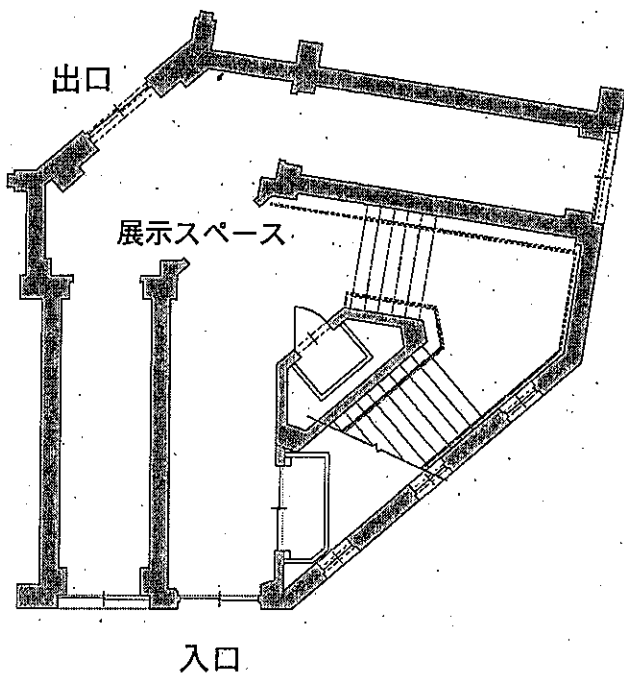


(イ) 平面図



1階

2階



- (ウ) 名称 長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎
 (エ) 所在地 長崎市城山町 95 番地
 (オ) 構造 鉄筋コンクリート造 3 階建
 (カ) 設置年月日 平成 29 年 4 月 1 日
 (キ) 設置目的 長崎原爆の著しい痕跡が残る旧城山国民学校校舎を保存し、広く市民の観覧に供することにより、被爆の実相を伝えるため。

(ク) 主な施設内容

延床面積		483.68㎡
施設内容	1階	一般開放 展示スペース (写真パネル、木煉瓦、荒川秀男元校長のスケッチ画、城山小学校で出土した遺物等を展示)
	2階	
付属施設		屋外トイレ (男・女・多目的)

(ケ) 開館時間の承認の基準 開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までの時間帯を基本とし、1 日 7 時間以上

(コ) 休館日の承認の基準 休館日は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間において 6 日以内

(サ) 利用料金 無料

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア) 利用者の推移

(単位：人)

年度	導入前 (H28 年度)	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
利用人数	29,640	31,684	30,385	28,080	15,391

(イ) 指定管理委託料

(単位：千円)

年度	導入前 (H28 年度)	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度 (見込み)
金額	1,408	3,395	3,385	4,461	5,648

※令和元年 11 月に屋外トイレを設置

(ウ) 主なサービス向上策

指定管理者は、毎月1回、職員全体で会議の場を持ち、来館者へのよりよい対応や見学環境の充実について、情報共有や意見交換を行うとともに、説明案内の知識を深め、職員全体が自己研鑽に努めている。

また、学校行事や地域行事に積極的に参加・協力し、行事参加者の来館につなげるなど、学校・地域に開かれた施設運営を行うことにより、地域の人たちとの交流や、子どもたちの見守り、平和学習の手助けなどに繋げている。

(エ) 評価

利用者アンケートにおいて職員対応は好評であり、常に見学者の視点に立って分かりやすく丁寧な案内を行っている」と評価できる。城山小学校や地域との連携も図られている。また、校舎外壁等の日常的な点検や、毎年の防災訓練の実施など、国指定史跡の被爆建造物の管理者として職員が共通の意識を持って、適切に施設の維持管理がされている。

ウ 次期指定管理者の選定方針について

(ア) 現在の指定管理者

城山小学校被爆校舎平和発信協議会

(イ) 現在の指定期間

平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

(ウ) 次期指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(エ) 非公募の理由

本施設の設置目的は、「長崎原爆の著しい痕跡が残る旧城山国民学校校舎を保存し、広く市民の観覧に供することにより、被爆の実相を伝えるため。」であり、この目的を達成するため、専門的かつ城山国民学校に特化した知識を蓄積した団体が管理を行う必要がある。

協議会は、「城山小学校における被爆校舎等の公開推進を図るとともに、原爆の悲惨さや核兵器の恐ろしさなどを伝えることにより、被爆の実相を継承し、平和への願いを発信する」ために設立されており、本施設の設置目的の達成や効用を高めるために効果的に管理運営を行うことができると考えるため、引き続き非公募とする。

(オ) 利用料金制

導入しない

エ 指定までのスケジュール

年月	市議会	内 容
令和3年6月 令和3年8月 令和3年9月	6月議会	<ul style="list-style-type: none"> ・更新の方針の説明（所管事項調査） ・特定団体に仕様書等を提示 ・特定団体から指定に必要な書類を受領 ・特定団体の決定
令和3年11月	11月議会	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">指定管理者の指定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・指定議案審査 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">債務負担行為の設定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・補正予算議案審査